

2014年3月10日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第310号）

# 自由貿易試験区の外貨管理細則、 クロスボーダーの外貨プーリングと 經常項目集中差額決済の実務規定を解説

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局が2014年2月28日付で公布した『外貨管理による試験区建設支持の実施細則』（上海匯発[2014]26号、以下『実施細則』という）により、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）内の企業を通じたクロスボーダーの外貨プーリングや經常取引集中差額決済が可能となっています。

本稿では、『実施細則』の付属文書『試験区における多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行オペレーション規程』（以下『集中管理規程』という）をもとに、これら外貨集中管理業務の実務規定について解説します。

### □ 一定条件満たせば届出申請が可能

『実施細則』によれば、条件を満たす区内企業（＝外貨集中管理業務の主宰企業）は、「国内外貨資金メイン口座」を開設して經常取引に係る外貨集中決済・差額決済や、国内グループ企業の資本金、外債、資産現金化資金等の外貨プーリングを行うことができます（図表1参照）。また、国内グループ企業のプーリング外貨は、区内企業の「国内外貨資金メイン口座」から「国際外貨資金メイン口座」を經由して国外のグループ企業とも融通しあえるようになります。

これら集中管理業務を開始するには、まず口座管理や決済を取り扱う上海地区の協力銀行を選択した後、外貨管理局に届出申請を提出する必要があります（第7条、第8条）。外貨管理局は、届出申請から20営業日以内に手続を完了させ、有効期限2年の『多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行届出に関する通知書』（以下『届出通知書』という）を発行します（第9条）。区内企業はこの通知書を受け取った後、銀行で「国内外貨資金メイン口座」を開設し、集中管理業務を開始することができます。

協力銀行やメンバー企業に変更があった場合は、外貨管理局に変更届出を行わなければなりません（第11条）。主宰企業が貨物貿易外貨管理企業分類でB類、C類に格下げされた場合、企業集団は主宰企業を

変更して再申請しなければならず、その他のメンバー企業がB類、C類に格下げされた場合、主宰企業はそのメンバー企業に対する業務を終了しなければなりません（第12条）。

【図表1】上海自由貿易区で取り扱い可能な外貨集中管理業務

区内企業が 取り扱える業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国内メンバー単位の資金の集中運営管理（プーリング）</li> <li>✓ 経常取引の外貨資金集中決済</li> <li>✓ 経常取引の差額決済（ネットィング）</li> </ul>
業務を展開できる 区内企業の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上記業務を展開する真実の需要を有していること</li> <li>✓ 完善な外貨資金管理スキーム、内部統制制度を有していること</li> <li>✓ 相応の内部管理電子システムを構築していること</li> <li>✓ 直近3年以内に重大な外貨違法・規定違反行為がないこと（貨物貿易に係る外貨決済を行っている場合、外貨管理分類のA類企業であること）</li> <li>✓ 外貨管理局が規定するその他の条件</li> </ul>
業務を取り扱う 協力銀行の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 直近3年以内に上海市外貨管理規定執行年度考課でB類以上であること</li> <li>※ 企業は原則として3行まで協力銀行を選択可</li> </ul>
業務開始の 届出申請書類 (1式5部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 届出申請：企業の基本状況、業務の必要性、申請する業務内容、主宰企業の基本状況、授権予定の主要内容、参加企業名簿、持分構造・実際の支配者等</li> <li>※ 集中外貨集中決済・差額決済を行う場合は、参加する国内外のメンバー企業の名簿も提出（メンバー会社の名称、組織機構コード、メンバー企業の登録地、主管税務機関コード、税務登記証番号等を記載）</li> <li>✓ 関連証明資料：試行業務資格具備証明（上海自由貿易区の管理委員会が発行）、主宰企業・国内メンバー企業の批准証書・営業許可証（主宰企業の公章を捺印）</li> <li>※ 主宰企業がファイナンス・カンパニーの場合は金融業務許可証および経営範囲の批准文書も提出、国外のメンバー企業は登録証明のみ提出</li> <li>✓ 企業と協力銀行が共同で制定した業務モデル、オペレーション・プロセス、内部統制制度、機構設置、組織スキーム、システム建設、国際外貨資金メイン口座と国内外貨資金メイン口座間の振替制度、リスクコントロール措置、データモニタリング方式および技術サービス保障方案等</li> <li>✓ 外貨管理局が提出を要求するその他の資料</li> </ul>

（『集中管理規程』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表2】「国内外貨資金メイン口座」の取扱規定

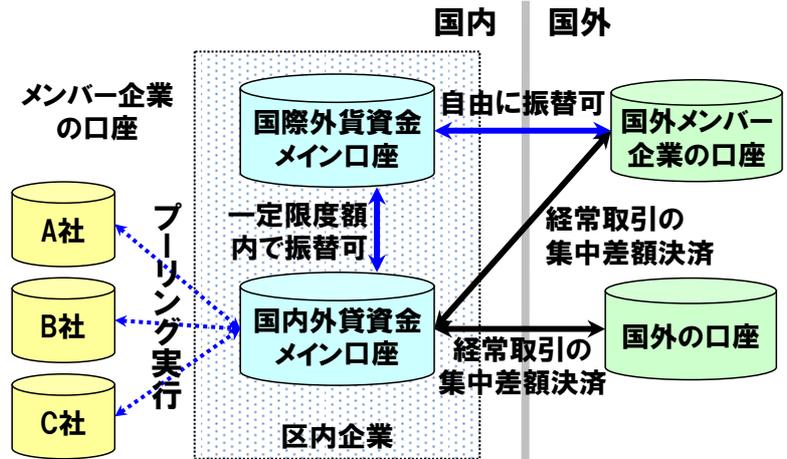
口座の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 複数外貨を取扱可</li> <li>✓ サブ口座を開設可</li> <li>✓ 日中・オーバーナイトの貸越が可能（貸越資金は対外支払にのみ利用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経常取引・投資・外債・国外貸付資金の集中的な元転・外貨転が可能</li> <li>✓ 集中させた直接投資に係る資本金は自由に元転し、元転後支払待ち口座に預入可</li> </ul>
入金範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経常項目外貨収入</li> <li>✓ 経常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座からの振替</li> <li>✓ 国際外貨資金メイン口座からの振替</li> <li>✓ 理財商品の元利息</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外貨購入・預入（経常項目に係る対外支払の事前外貨購入により得た資金、外債返済もしくは対外貸付の外貨購入により得た資金）</li> <li>✓ メンバー企業が償還する外債もしくは対外貸付資金</li> <li>✓ 外管局が認可するその他の収入</li> </ul>
出金範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経常項目外貨支出および規定に合致する資本項目外貨支出</li> <li>✓ 国内メンバー企業の経常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、投資専用口座、外債口座への振替</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際外貨資金メイン口座への外貨振替</li> <li>✓ 元転</li> <li>✓ 理財商品の元本振替</li> <li>✓ 外貨預金準備金の納付</li> <li>✓ 外管局が認可するその他の支出</li> </ul>

（『集中管理規程』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 外貨流出入ルート限定

『実施細則』は、国内グループ企業と国外グループ企業とのプーリング外貨のやり取りについて、すべて「国際外貨資金メイン口座」を経由する形としてしています（図表3参照）。その上で、「国際外貨資金メイン口座」と国外との資金振替は自由となっているものの、「国内外貨資金メイン口座」と「国際外貨資金メイン口座」との資金振替には一定の限度額を設定しています（第17条）。加えて『集中管理

【図表3】外貨集中管理業務のスキーム図



（『実施細則』等に基づき、中国アドバイザー一部作成）

規定』は、「国際外貨資金メイン口座」から「国内外貨資金メイン口座」への資金振替は国内グループ企業全体の外債限度額を超えてはならず、「国内外貨資金メイン口座」から「国際外貨資金メイン口座」への資金振替は国内グループ企業全体の所有者権益の50%を超えてはならない、と規定しています（第19条）。こうした規定には、資金移動の状況を判別しやすくするとともに、国際収支上のリスクをコントロールする狙いがあるものとみられます。

「国内外貨資金メイン口座」が受け入れ可能な外債の限度額は、各メンバー企業が有する外債枠（投注差）を集中させる形となります。外債限度額の集中は、外貨管理局への申請が必要で、外貨管理局が発行する『届出通知書』に集中金額が記載されます（第9条）。実際に集中可能な限度額は、各メンバー企業の外債枠の合計から、その中長期外債発生額と短期外債残高を減じた金額になります（図表4参照）。すなわち、外債限度額の集中とは各メンバー企業が自社の外債枠を主宰企業（の「国内外貨資金メイン口座」）に預けることと言えます。このため、各メンバー企業は外債限度額集中を申請した日から、自社の外債枠が使用できなくなります（第20条）。

【図表4】「国内外貨資金メイン口座」の集中可能外債限度枠

集中可能外債限度額の計算式	集中可能な外債限度額 = 国内メンバー会社の外債限度額合計 - 国内メンバー会社の登記済の中長期外債契約額 - 国内メンバー会社の登記済の短期外債未償還残高
「国内外貨管理メイン口座」に入金可能な外債金額	振替資金の純ポジション限度額 = 集中可能な外債限度額 - 集中借入外債の未償還残高 + 集中対外貸付の未償還残高
外債限度額集中の申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 申請書（外債限度額集中の参加メンバー企業の名称、組織機構コード、登録地、メンバー企業各社の利用可能な外債限度額、登記済の外債契約額・引出額、集中可能な外債限度額）</li> <li>✓ 参加メンバー企業の債務借入可能額、外債契約登記リスト、外債業務リスト情報（外貨管理局の資本項目情報システムからプリントアウト）</li> <li>✓ 登記済外債の証明文書（『外債契約状況表』『外債変動フィードバック表』等）</li> </ul>

（『集中管理規程』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

一方、国外から「国際外貨資金メイン口座」に入金する資金は、外債として登記を行う必要があるも

のの、現行の外債規模管理には組み入れないと規定されています（第4条）。ただし、「規定の限度額内で国内外貨資金メイン口座に振り替える場合を除き、いかなる方式でも国内区外に持ち込んで使用してはならない」ことが同時に明記されています（同上）。

#### □ 個別取引の外貨受取・支払も要報告

外貨集中決済において差額決済を採用する場合、原則として月1回以上の決済を行う必要があります（第24条）。また、貨物貿易に係る集中決済・差額決済に参加する企業は、主宰企業がファイナンス・カンパニーである場合を除き、貨物貿易外貨受取・支払企業リストに登録していなければならない、トレードファイナンスや貿易信用を利用する場合（A類企業における30日を超える前払・前受、90日を超える延払・ユーザンス回収など）は「貨物貿易外貨業務モニタリングシステム」を通じて外貨受取・支払報告を行わなければなりません（第25条）。なお、外貨管理局において『貨物貿易外貨業務登記表』手続が必要となる貿易決済は、集中決済・差額決済に組み込むことができません（第28条）。

主宰企業は、集中決済・差額決済に係る国際収支申告について、「集中差額決済における実際の入金・送金データ」と「集中差額決済を行った個別取引の受取・支払データ」を報告する必要があります（第30条）。相殺により送金額がゼロの場合も、決済を行ったものとして報告しなければなりません。さらに、主宰企業は毎月、『革新業務に係る企業経常項目集中外貨受取・支払月報表』、『メンバー企業による上海市での経常項目の自社外貨受取・支払月報表』、『革新業務に係る企業経常項目相殺差額決済月報表』、を外貨管理局に提出することが求められています（第29条）。

またこれとは別に、主宰企業は毎月、『革新業務に係る企業国内外貨資金メイン口座元転状況統計月報表』を提出する必要がある（第16条）ほか、企業集団の本部企業も外貨プーリングや集中差額決済の業務展開状況について、毎月初め5営業日以内にクロスボーダー受取・支払状況、元転・外貨転状況、口座管理状況、外貨資金配置の変化、存在する問題、提案等を記載した報告書を外貨管理局に提出しなければなりません（第31条）。

\*

『集中管理規程』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および17ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

#### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**国家外貨管理局上海市分局**  
**上海匯発[2014]26号**  
**外貨管理による試験区建設支持の実施細則**

付属文書 1 :

**試験区における多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行オペレーション規程**

**第1章 総則**

**第1条** 中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設を支持し、貿易・投資の利便化を促進するため、特に本オペレーション規程を制定する。

**第2条** 区内企業は、経営の必要に基づき、所在地の銀行で国内外貨資金メイン口座を開設し、以下の業務を展開することができる。

- (1) 国内メンバー単位の資金の集中運営管理、
- (2) 経常項目の外貨資金集中受取・支払、
- (3) 経常項目の相殺差額決済。

**第3条** 区内企業は、経営の必要に基づき、所在地の銀行で国際外貨資金メイン口座を開設することができる。国際外貨資金メイン口座と国外資金の往来は自由で、国内外貨資金メイン口座とは規定の限度額内で自由に振り替えられる。

国内銀行が国際外貨資金メイン口座を通じて受け入れる預金は、10%の限度額を超えない範囲で国内運用することができる。短期外債指標を占有する前提において、国際外貨資金メイン口座が受け入れた預金における10%を超える部分を国内業務に用いることができる。

**第4条** 区内企業が国際外貨資金メイン口座を通じて国外から調達する外貨資金は、外債登記を行わなければならないが、外債規模コントロールに組み入れない。区内企業の国際外貨資金メイン口座で調達する資金は、規定の限度額内で国内外貨資金メイン口座に振り替える場合を除き、いかなる方式でも国内区外に持ち込んで使用してはならない。

外債登記は、債権者区分・通貨種類区分報告を実行する。すなわち、区内企業は国外債権者ごとの通貨種類ごとの負債をそれぞれ1件の外債とみなす。企業が外債引出、元利返済と関連する業務を行うとき、正確に国際収支申告を行い、合わせて「外管局批准書番号/届出表番号/

業務コード」に正確に相応の業務コードを記入しなければならない。主宰企業は、外債契約締結後 15 営業日以内かつ初回の外債資金の入金前に、国家外貨管理局上海市分局（以下「外管局」という）で契約登記手続を行い、外債変更登記は新契約登記の要求に基づき手続を行う。

**第5条** 口座開設銀行は、直近 3 年以内に上海市による外貨管理規定執行年度考課で B 類およびそれ以上の銀行でなければならない。企業は、原則として 3 行を超えない、国内で元転・外貨転業務資格を有する銀行を選択して資金集中管理業務の協力銀行とし、協力銀行は本オペレーション規程に基づき革新業務の関連口座取引に対してオペレーションおよび管理を行う。

**第6条** 企業および口座開設銀行は、初回の業務を行う前に業務確認書（後ろに添付）に署名し、法に基づきコンプライアンスに合致する業務を行うことを承諾しなければならない。

## 第 2 章 業務届出

**第7条** 以下の条件を満たす区内企業は、経営の必要に基づき、外管局に申請して国内外メンバー単位の資金集中運営管理、経常項目の外貨資金集中受取・支払および相殺差額決済を行うことができる。

- (1) 革新業務を展開する真実の需要を有していること。
- (2) 完善な外貨資金管理スキーム、内部統制制度を有していること。
- (3) 相応の内部管理電子システムを構築していること。
- (4) 直近 3 年以内に重大な外貨違法・規定違反行為がないこと。貨物貿易外貨受取・支払行為がある場合、貨物貿易分類結果が A 類であること。
- (5) 外管局が規定するその他の条件。

**第8条** 区内企業は、業務届出を行うとき、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 届出申請：会社の基本状況、業務需要および申請する業務内容、授権予定もしくは実施予定の主宰企業の基本状況、授権予定の主要内容、参加企業名簿、持分構造およびその実際の支配者等を含む。集中外貨受取・支払および相殺差額決済の試行内容を選択する場合、参加する国内外メンバー企業の名簿を列挙して説明しなければならない。メンバー会社の名称、組織機構コード、メンバー企業の登録地、主管税務機関コード、税務登記証番号等を含めなければならない。
- (2) 関連証明資料。試験区管理委員会が発行する試行業務資格具備証明、主宰企業の公章を捺印した主宰企業および国内メンバー企業の批准証書（外資企業は提出が必要）・営業許可証、金融業務許可証および経営範囲の批准文書（ファイナンス・カンパニーは提出が

必要)を含める。国外メンバー会社は登録証明のみを提供すればよい。

- (3) 企業と協力銀行が共同で制定した業務モデル、オペレーション・プロセス、内部統制制度、機構設置、組織スキーム、システム建設、国際外貨資金メイン口座と国内外貨資金メイン口座間の振替制度、リスクコントロール措置、データモニタリング方式および技術サービス保障方案等。
- (4) 外管局が提出を要求するその他の資料。

上記の資料は、すべて1式5部を提供し、そのうち正本1部、主宰企業の公章を捺印した副本もしくはコピー4部とする。

**第9条** 外管局は、区内企業による届出申請提出の日から20営業日以内に届出手続を完成させなければならない。届出を経て業務を展開する区内企業は、外管局が『〇〇会社多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行届出に関する通知書』（以下『届出通知書』という）を発行する。『届出通知書』には、国際外貨資金メイン口座と国内外貨資金メイン口座間の振替制度を含めなければならない。発布の日から2年間有効で、延期する必要がある場合、主宰企業は有効期限満了2カ月前に申請を提出しなければならない。届出の日より20営業日以内に外管局に異なる意見がない場合、区内企業は関連試行業務を行うことができる。

**第10条** 主宰企業がファイナンス・カンパニーである場合、業界主管部門の規定を遵守し、合わせて自社の資産・負債と多国籍企業本部の外貨資金集中運営管理試行業務の資産・負債を分けなければならない。

**第11条** 業務実施期間に口座開設銀行、主宰企業、メンバー企業等の事項に変更が発生した場合、1カ月前に外管局に変更届出を提出し、合わせて以下の資料を提出しなければならない。

一、協力銀行を変更する場合。

- (1) 協力銀行変更申請。主に、口座開設銀行変更の原因、選択予定の口座開設銀行、元の口座の残高の処理方法等を含む。
- (2) 新たな協力予定銀行が主体管理業務に協力するオペレーション規程、内部統制制度および技術サービス保障方案。
- (3) 銀行の業務公章を捺印したもとの口座の残高照合書。
- (4) 外管局が要求するその他の資料。

二、メンバー企業、主宰企業、外債限度額、業務種類を変更する場合、第7条を参照して資料を提出するほか、メンバー企業が外債限度額を調整する場合は、前回の業務手続の届出通知書も提出しなければならない。

**第12条** 主宰企業の貨物貿易分類結果がB類、C類に降格した場合、規定違反の情状の軽重に基づき、外管局は企業集団に主宰企業を変更して改めて申請資料を提出すること、または主宰企業の業務資格を取り消すことを通知する。その他のメンバー会社がB類、C類に降格した場合、主宰企業はその業務を終了し、合わせて外管局にメンバー会社変更届出を行わなければならない。

**第13条** 主宰企業に規定違反行為が存在した場合、確認の日から、主宰企業の業務資格を取り消す。メンバー会社に規定違反行為が存在した場合、確認の日から、当該メンバー会社による本部企業業務参加資格を取り消す。

### 第3章 国内外貨資金メイン口座の管理

**第14条** 主宰企業は、『届出通知書』を持参して銀行で国内外貨資金メイン口座を開設しなければならない。国内外貨資金メイン口座は、複数通貨種類の口座とすることができ、日中およびオーバーナイトの貸越を許可する。業務の必要に基づき、当該口座に係るサブ口座を開設することができる。

国内外貨資金メイン口座は、資金の途中未達の状況により発生した協力銀行における日中もしくはオーバーナイトの貸越について、貸越資金を対外支払にのみ用いることができ、国内外貨資金メイン口座は外貨資金の受取後、優先的に貸越金を償還しなければならない。

**第15条** 口座の受取・支払範囲。

#### 一、収入範囲

- (1) 企業の経常項目外貨収入、
- (2) 企業の経常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座からの振替、
- (3) 企業の国際外貨資金メイン口座からの振替、
- (4) 外貨購入・預入（経常項目に係る対外支払の事前外貨購入により得た資金、外債償還もしくは対外貸付の外貨購入により得た資金）、
- (5) メンバー企業が償還する外債もしくは対外貸付資金、
- (6) 理財商品の元利金、
- (7) 外管局が認可するその他の収入。

#### 二、支出範囲

- (1) 企業の経常項目外貨支出および規定に合致する資本項目外貨支出、

- (2) 国内メンバー企業の経常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、投資専用口座、外債口座への振替、
- (3) 企業の国際外貨資金メイン口座への外貨振替、
- (4) 元転、
- (5) 理財商品の元本振替、
- (6) 外貨預金準備金の納付、
- (7) 外管局が認可するその他の支出。

**第16条** 主宰企業は、国内外貨資金メイン口座で経常項目、投資、外債および対外貸付項目の集中元転・外貨転を集中的に行うことができる。

メンバー企業から主宰企業に集中した直接投資に係る外貨資金（外貨資本金、資産現金化口座資金、国内再投資口座資金等）は、主宰企業の国内外貨資金メイン口座で自由元転方式に基づき元転手続を行い、元転により得た人民元資金を主宰企業が対応して開設する元転後支払待ち口座に預け入れることを選択することができる。元転後支払待ち口座は、各参加企業の経営範囲内で直接、対外支払することができる（関連規定に基づき参加企業の口座を経て対外支払しなければならない場合、参加企業の支払待ち口座に振り替えて対外支払し、原則として支払待ち口座内に滞留させてはならない）。国内外貨資金メイン口座の口座開設銀行は、集中した直接投資に係る資金金額を正確に記録しなければならない。参加企業および協力銀行は、遅滞なく正確に元転および支払データを外管局の関連業務情報システムまで報告しなければならない。

メンバー企業は、単独で外債口座を開設ことができ、外債資金を国内外貨資金メイン口座に留保して使用することもできる。国内外貨資金メイン口座内の外債資金の元転は、現行の外債元転管理規定を遵守し、実需原則に基づき手続を行わなければならない。元転資金は5営業日以内に第三者に振り替え、元転して金融機関からの人民元貸付および会社間貸借もしくは立替を償還してはならない。

主宰企業がファイナンス・カンパニーである場合、メンバー会社はファイナンス・カンパニーで上述の元転・外貨転業務を行うことを申請することができ、ファイナンス・カンパニーは元転・外貨転業務資格を備えていなければならない。資本に係る資金の元転・外貨転を行う必要がある場合、資本項目業務管理情報システムへの接続を申請しなければならない。

銀行およびファイナンス・カンパニーによる試行企業への国内外貨貸付の実行は、現行の政策に基づき専用口座管理を実行し、元転を行ってはならない。

主宰企業は、毎月2営業日以内に外管局に『革新業務に係る企業国内外貨資金メイン口座元転

状況統計月報表』を送付し、元転・外貨転情報も現行の外貨管理関連システムを通じて報告しなければならない。

**第17条** 口座開設銀行もしくはファイナンス・カンパニーは、規定に基づき外管局に国内外貨資金メイン口座（コード番号はすべて「3601」とする）の情報を報告しなければならない。

**第18条** 国内外貨資金メイン口座のクロスボーダー資金受取・支払（集中受取・支払もしくは相殺差額決済を除く）は、『国家外貨管理局による「金融機関を通じた国際収支統計申告実施の業務オペレーション規程」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2010]22号）におけるクロスボーダー資金受取・支払の国際収支申告に関する要求に基づき申告を行う。国内非居住者間の資金受取・支払は、『国家外貨管理局による国際収支統計申告の明確化および調整に関連する事項についての通達』（匯発[2011]34号）における国内居住者と国内非居住者間の取引に関する要求に基づき申告を行い、申告主体は主宰企業とする。

#### 第4章 国内、国際外貨資金メイン口座の資金振替

**第19条** 国内外貨資金メイン口座と国際外貨資金メイン口座との間で資金の振替を行うことができる。国内外貨資金メイン口座の国際外貨資金メイン口座からの純振替資金は、集中可能な外債限度額（外貨、以下同）を超えてはならない。国際外貨資金メイン口座への振替資金は、国内メンバー会社の所有者権益の50%を越えてはならない。

**第20条** 集中可能な外債限度額 = 国内メンバー会社の外債限度額 - 国内メンバー会社がすでに登記した中長期外債契約額 - 国内メンバー会社がすでに登記した短期外債未償還残高

振替資金の純ポジション限度額 = 集中可能な外債限度額 - 集中借入外債の未償還残高 + 集中対外貸付の未償還残高。

**第21条** 本部企業は、初めて外債限度額の集中を申請するとき、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書。外債限度額の集中に参加するメンバー会社の名称、組織機構コード、登録地、メンバー会社各社の利用可能外債限度額、すでに登記した外債契約額および引出額、集中可能外債限度額を列挙して説明しなければならない。
- (2) 外債限度額を集中可能なメンバー企業の資本項目情報システム外債業務の検索における債務借入可能額、外債契約登記リストおよび外債業務ライン検索リスト情報のインターフェイスのプリントアウト。
- (3) すでに登記した外債の証明文書。『外債契約状況表』および『外債変動フィードバック

表』を含む。

**第22条** 本部企業が外債限度額の集中を申請するとき、申請提出の日から、メンバー企業は自ら外債を借り入れてはならない。届出後、遅滞なくメンバー企業の利用可能外債限度額の集中を行わなければならない。

企業による外債限度額の調整は、主宰企業が外管局に申請を提出しなければならず、原則として毎年1回を超えない。

**第23条** 国際外貨資金メイン口座と国内外貨資金メイン口座との間の資金振替は、国際収支統計の間接申告を行う必要はないが、『国家外貨管理局による国内銀行の渉外受取・支払証憑および関連情報報告準備業務の調整の適切な遂行に関する通達』（匯発[2011]49号）における国内居住者間の外貨振替の関連要求に基づき、国内受付・支払証憑に記入して関連データを報告しなければならない。

#### 第5章 経常項目集中外貨受取・支払および相殺差額決済業務管理

**第24条** 集中受取・支払とは、主宰企業が国内外貨資金メイン口座を通じて国内メンバー会社を代理して経常項目の外貨受取・支払を集中的に行うことを指す。

相殺差額決済とは、主宰企業が国内外貨資金メイン口座を通じてその国内メンバー会社の経常項目に係る外貨受取予定・支払予定資金を集中的に計算し、一定期間内の外貨受取・支払取引を合併して1件の外貨取引とするオペレーション方式を指す。原則として、毎自然月の相殺差額決済は1回を下回ってはならない。

**第25条** 企業が貨物貿易集中外貨受取・支払もしくは貨物貿易相殺差額決済を行うとき、規定に基づき「貿易外貨受取・支払企業リスト」登記手続を行わなければならない（主宰企業がファイナンス・カンパニーである場合を除く）。企業の貨物貿易項目は、規定に基づき遅滞なく、正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業端末）を通じて貿易信用、トレードファイナンス等の業務報告を行わなければならない。

**第26条** 区内企業は、真実で合法的な輸入外貨支払需要に基づき、事前に外貨を購入して国内外貨資金メイン口座に預け入れることができる。

外貨返金期日ともとの受取・支払期日との間隔が180日以上（180日を含まない）、もしくは特殊な状況により規定に基づきもとのルートで外貨返金できない場合、主宰企業は外管局で貨物

貿易外貨業務登記手続きを行い、合わせて書面申請、もとの収入/支出申告書類、もとの輸入/輸出契約、外貨返金契約等を提出しなければならない。

企業および国内メンバー企業は、規定に基づき遅滞なく、正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業端末）を通じて、貿易信用、トレードファイナンス等の業務報告を行わなければならない。

**第27条** 集中外貨受取・支払および相殺差額決済の関連書類（税務届出表を除く）の審査業務は、口座開設銀行が試行企業による外貨受取・支払が実際に発生する前もしくは発生した日から 30 日以内に完成させることができる。

**第28条** 企業が『貨物貿易外貨管理ガイドライン』およびその実施オペレーション規程に基づき、『貨物貿易外貨業務登記表』によって行う業務は、集中外貨受取・支払および相殺差額決済に参加してはならず、現行規定に基づき手続を行う。

**第29条** 主宰企業は、月ごとに『革新業務に係る企業経常項目集中外貨受取・支払月報表』、『メンバー企業による上海市での経常項目の自社外貨受取・支払月報表』、『革新業務に係る企業経常項目相殺差額決済月報表』に記入し、銀行の審査を経て外管局に送付しなければならない。

**第30条** 集中外貨受取・支払および差額決済は、『国家外貨管理局綜合司による多国籍企業集中受取・支払業務データ送付に関連する問題についての通達』（匯綜発[2013]47号）の規定に基づき、以下の要求により国際収支申告を行わなければならない。

主宰企業が行う集中外貨受取・支払もしくは相殺差額決済は、2種類のデータに対して国際収支統計申告を行わなければならない。1種類は集中外貨受取・支払もしくは相殺差額決済時の主宰企業の実際の外貨受取・支払データ（以下「実際外貨受取・支払データ」という）であり、もう1種類は、集中外貨受取・支払もしくは相殺差額決済前へと逐一原状回復させた各メンバー企業のもとの受取・支払データ（以下「原状回復データ」という）である。

実際外貨受取・支払データの申告について、主宰企業は実際の対外外貨受取・支払取引を行う国内銀行で申告を行わなければならない。申告方式は紙ベースの申告とする。国内銀行は、実際の外貨受取・支払情報の取引コード表記を「999999」とし、その実際の対外受取・支払日（T）後の1営業日（T+1）の正午 12:00 までに、実際データの入力および報告業務を完成させなければならない。

原状回復データの申告について、主宰企業は実際の対外受取・支払の期日に基づき原状回復デ

一々の申告時点を確認し、合わせて全額受取・全額支払の原則に基づき、国内メンバー企業の名義で、当日に実際に対外外貨受取・支払業務を行った銀行に原状回復データの基礎情報および申告情報を提供し、それに少なくとも国際収支統計申告に必要な情報を含めなければならない。国内銀行は、その実際の対外受取・支払日（T）後の1営業日（T+1）の正午12:00までに、原状回復データの入力および報告業務を完成させなければならない。

申告コードは、実際の受取・支払が発生した銀行の編成、取引コードにより実際の取引性質に基づき記入する。国内銀行は、原状回復データの「銀行業務コード」をその対応する対外実際受取・支払データの申告コードとして記入することで、集中受取・支払と原状回復データとの間の対応関係を構築する。国内銀行は、主宰企業のために申告チャネル等の基礎条件を提供し、合わせて原状回復データの基礎情報および申告情報を外管局に伝送することに責任を負わなければならない。

相殺差額決済がゼロの状況について、試行企業は1件の決済をゼロとした申告データを仮想しなければならない。『国外送金申告書』を記入し、受取・支払者名称はすべて主宰企業とし、取引コード表記を「999998」とし、国別を「中国」とし、その他の必須項目は状況を見て記入もしくは「N/A」（大文字英語アルファベット）を記入する。同時に、主宰企業はその相殺決済日もしくは会計決済日の当日に、銀行に原状回復データの基礎情報および申告情報を提出しなければならない。原状回復要求は本条第3項を参照する。

## 第6章 本部企業および口座開設銀行の職責

**第31条** 企業は、真剣に本オペレーション規程および外管局の『届出通知書』の内容に基づき業務を展開しなければならない。業務展開期間、関連事項に変更が発生した場合、要求に基づき遅滞なく外管局に届け出なければならない。『届出通知書』を取得する前に勝手に試行内容を変更してはならず、勝手に口座の使用範囲を拡大してはならず、勝手に資金の振替限度額を引き上げてはならない。

**第32条** 企業の業務展開状況報告および報告表は、毎月初め5営業日以内に外管局に報告する。報告の主要内容は、参加するメンバー単位の状況、企業の当期のクロスボーダー受取・支払、元転・外貨転、外貨資金集中および外貨口座管理等の状況、業務展開前後の外貨資金の配置変化状況、企業コスト・収益に対する影響、大口の異常な取引状況、存在する問題および提案を含めなければならない。

**第33条** 口座開設銀行は、企業が行う多国籍企業本部外貨資金集中運営管理試行業務および提出する資料に対し、真実性およびコンプライアンス性の審査を適切に遂行すること。企業の関連する外

貨資金変動に対し、相応の登記届出を適切に遂行すること。資金流動に対し、モニタリング、審査および限度額管理を適切に遂行すること。

**第34条** 口座開設銀行は、遅滞なく、完全に、正確に本部企業の国内、国際外貨資金メイン口座で発生する口座データ、国際収支申告データを報告し、企業が報告する業務データを審査し、外管局がオフサイト・モニタリングを適切に遂行することに協力しなければならない。

## 第7章 監督管理

**第35条** 外管局は、健全な業務メカニズムを構築し、責任を行き渡らせ、データ報告の即時性・正確性を確保する。遅滞なく区内で業務を展開する本部企業および銀行の関連業務データをモニタリング、取りまとめ、分析し、分析報告を作成する。

**第36条** 外管局は、各種統計データに基づきオフサイト確認を展開し、遅滞なくクロスボーダー、国内資金の異常な流動を発見し、合わせて銀行、本部企業の資料の調査・閲覧、銀行および銀行の関連人員への接見等の形式を通じて状況分析およびリスク提示を行わなければならない。

**第37条** 外管局は、不定期に立入検査を展開し、遅滞なく銀行および企業による業務オペレーション、資金管理、リスク管理コントロール等の面で存在する問題を発見しなければならない。

**第38条** 外管局は、以下の措置を採用して革新業務の平穩・秩序を確保し、管理政策を実際に落とし込み、外貨受取・支払リスクを防止する。

- (1) 銀行および企業へのリスク提示および窓口指導業務を適切に遂行し、有効な措置を採用して企業が資金オペレーションモデルを調整するよう導き、徐々に合理的なクロスボーダー資金双方向流動の構造を形成する。
- (2) 銀行にオペレーション規程および内部統制制度を構築し、必要な技術サービス保障を提供するよう督促する。
- (3) クロスボーダー資金流動モニタリング・アラート体系を完備化し、遅滞なく、完全に、正確に国際収支申告等のデータを収集し、オフサイト・モニタリングを適切に遂行する。

**第39条** 企業に異常な状況および規定違反行為が発生した場合、外管局は企業の業務資格を一時的に停止もしくは取り消し、『外貨管理条例』等の関連法規に基づき行政処罰を行う権利を有する。口座開設銀行に規定違反行為が発生した場合、外管局はその協力銀行の資格を取り消し、『外貨管理条例』等の関連法規に基づき行政処罰を行う権利を有する。

**第40条** 外管局は、月ごとに企業の国内外貨資金メイン口座の外貨受取・支払データに対して統計分析を行い、外貨受取・支払変動の大きい企業に対して追跡モニタリングを行い、必要時に立入検査を展開する。

## 第8章 附則

**第41条** 本オペレーション規程がいう本部企業とは、政府関連部門が認定する多国籍企業の地域本部、本部の特徴を有するオペレーションセンター、国際貿易決済センターおよびアジア・太平洋オペレーターを含むがこれに限らない。

メンバー会社とは、本部企業内部で相互に直接的にもしくは間接的に持分所有する、独立法人資格を有する各会社（分公司および国外事務所を含む）を指し、国内メンバー企業および国外メンバー企業に分かれる。

主宰企業とは、主体業務申請、業務届出、試行実施、データ報告、状況フィードバック等の職責を履行する本部企業もしくは本部企業の授権を取得かつ独立法人資格を有する1社の国内会社を指す。主宰企業が企業集団のファイナンス・カンパニーである場合、それが従事するクロスボーダー資金取引は、業界管理部門の規定を遵守しなければならない。

**第42条** 本オペレーション規程は、発布の日より発効する。

**第43条** 外管局は、本オペレーション規程に対して解釈を行う責任を負う。

添付：

### 多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行業務実施確認書

本単位は、多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行政策および関連要求を熟知し、本確認書が通知および提示する本単位の義務および外管局の監督管理要求を仔細に閲読した。以下のとおり承諾する。

- 1、 法に基づき多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行を展開する。以下の要求を満たす前提において、本単位は政策が規定する利便化措置に基づき関連業務を行う権利を享受する。本確認書に署名し、厳格に試行政策の要求に基づいて業務を行い、コンプライアンス経営を行うこと等。

- 2、 外管局の政策規定に基づき、遅滞なく、正確に、完全に革新業務関連データを報告する。虚偽の契約を使用もしくは取引を作り上げて業務を行わず、外管局による本単位の革新業務に対する監督検査を受け入れて協力し、遅滞なく、事実どおりに状況を説明して関連書類資料を提供する。
- 3、 外管局が国際収支の情勢に基づき革新政策および業務に対して適宜調整することを理解して受け入れる。政策および関連要求に違反した場合、外管局が法に基づき実施する行政処罰、革新業務の一時停止もしくは終了、関連処罰決定の対外公布などを含む処理措置を受け入れる。合わせて、外管局の政策調整および本単位の規定違反行為により引き起こされた関連損失を自ら負うことに承諾する。
- 4、 本確認書を多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行業務に適用する。本確認書が規定していない事項は、外貨管理関連法規の規定に基づき執行する。
- 5、 本確認書を本単位およびそれに属するメンバー単位に適用し、署名時より発効する。本単位は、関連政策および要求を真剣に学習して遵守し、外管局の多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行業務に対する管理を積極的に支持・協力する。

企業（公章）：

銀行（公章）：

法定代表人（署名）：

責任者（署名）：

年 月 日

年 月 日

貿易・投資の利便化をさらに促進するため、外管局は法に基づき本確認書を制定し、企業、銀行が多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行において法に基づき享受する権利および負うべき義務を提示する。企業、銀行は本確認書に署名して真剣に執行し、多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行が規定する利便化措置に基づき関連業務を行う権利を享受する。

外管局は、国際収支の情勢等の具体的な状況に基づき、多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行政策を制定、調整し、合わせて法に基づき通知を行う。

外管局は、法に基づき多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行に対して監督検査を行う。企業、銀行の規定違反行為に対し、『中華人民共和国外貨管理条例』等の法規の規定に基づき行政処罰を行う。

(中国語原文)

**国家外汇管理局上海市分局  
上海汇发〔2014〕26号  
外汇管理支持试验区建设实施细则**

附 1:

**试验区跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点操作规程**

**第一章 总则**

**第一条** 为支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，促进贸易投资便利化，特制定本操作规程。

**第二条** 区内企业可根据经营需要，在所在地银行开立国内外汇资金主账户，开展以下业务：

- (一) 集中运营管理境内成员单位资金；
- (二) 经常项目外汇资金集中收付汇；
- (三) 经常项目轧差净额结算。

**第三条** 区内企业可根据经营需要在所在地银行开立国际外汇资金主账户。国际外汇资金主账户与境外资金往来自由，与国内外汇资金主账户在规定额度内自由划转。

境内银行通过国际外汇资金主账户吸收的存款可在不超过 10% 的额度内境内运用；在占用短债指标的前提下，可将国际外汇资金主账户吸收存款中超出 10% 的部分用于境内业务。

**第四条** 区内企业通过国际外汇资金主账户从境外融入的外汇资金需办理外债登记，但不纳入外债规模控制。区内企业国际外汇资金主账户融入的资金除在规定的额度内调入国内外汇资金主账户外，不得以任何方式调入境内区外使用。

外债登记实行分债权人分币种填报，即区内企业对每个境外债权人的每个币种的负债视为一笔外债。企业在办理与外债提款、还本付息相关的业务时，应准确进行国际收支申报，并在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”中准确填写相应的业务编号。主办企业应在签订外债合同后 15 个工作日内且在首笔外债资金入账前，到国家外汇管理局上海市分局（以下简称外汇局）办理签约登记手续，外债变更登记按新签约登记要求办理。

**第五条** 开户银行应为近三年上海市执行外汇管理规定年度考核 B 类及以上的银行。企业原则上选择

不超过 3 家境内具有结售汇业务资格的银行作为办理资金集中管理业务的合作银行，合作银行依据本操作规程对创新业务相关账户交易进行操作和管理。

**第六条** 企业和开户银行应在首次办理业务前签署业务确认书（附后），承诺依法合规办理业务。

## 第二章 业务备案

**第七条** 满足以下条件的区内企业，可根据经营需要，向外汇局申请办理集中运营管理境内外成员单位资金、经常项目外汇资金集中收付汇和轧差净额结算。

- （一）具备开展创新业务的真实需求；
- （二）具有完善的外汇资金管理架构、内控制度；
- （三）建立相应的内部管理电子系统；
- （四）近三年无重大外汇违法违规行。有货物贸易外汇收支行为的，货物贸易分类结果为 A 类；
- （五）外汇局规定的其他条件。

**第八条** 区内企业办理业务备案时应提交以下材料：

- （一）备案申请：应包括公司基本情况，业务需求和申请的业务内容，拟授权或拟经办的主办企业的基本情况，拟授权的主要内容，参与企业名单、股权结构及其实际控制人等；选择集中收付汇及轧差净额结算试点内容的，须列表说明参与的境内外成员公司名单，应包括：成员公司名称、组织机构代码、成员公司注册地、主管税务机关代码、税务登记证号等。
- （二）相关证明材料，包括：试验区管理委员会出具的具备试点业务资格证明；加盖主办企业公章的主办企业及境内成员公司批准证书（外资企业需提供）、营业执照；金融业务许可证及经营范围批准文件（财务公司需提供）；境外成员公司只需提供注册证明。
- （三）企业与合作银行联合制定的业务模式、操作流程、内控制度、机构设置、组织架构、系统建设、国际外汇资金主账户与国内外汇资金主账户间的划转额度、风险控制措施、数据监测方式以及技术服务保障方案等。
- （四）外汇局要求提供的其他材料。

上述材料均提供一式五份，其中正本一份、加盖主办企业公章的副本或复印件四份。

**第九条** 外汇局应在区内企业提交备案申请之日起二十个工作日内完成备案手续。经备案开展业务的区内企业，外汇局出具《关于 xx 公司跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点备案通知书》

(以下简称备案通知书)。备案通知书中应包含国际外汇资金主账户与国内外汇资金主账户间的划转额度，自发布之日起两年内有效，如需延期，主办企业应在有效期届满前两个月提出申请。备案之日起二十个工作日内外汇局无不同意见的，区内企业即可办理相关试点业务。

**第十条** 主办企业为财务公司的，应当遵守行业主管部门规定，并将自身资产负债与跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点业务资产负债分开。

**第十一条** 业务办理期间开户银行、主办企业、成员公司等事项发生变更的，应提前一个月向外汇局提出变更备案，并提交以下材料：

一、合作银行变更的：

- (一) 变更合作银行申请。主要包括：变更开户银行的原因，拟选择的开户银行，原账户余额的处理方式等。
- (二) 拟新合作银行配合主体管理工作的操作规程、内控制度以及技术服务保障方案。
- (三) 加盖银行业务公章的原账户余额对账单。
- (四) 外汇局要求的其他材料。

二、成员公司、主办企业、外债额度、业务种类变更的，除参照第七条提交材料外，成员公司外债额度调整，还应提交上次办理业务的备案通知书。

**第十二条** 主办企业货物贸易分类结果降为 B、C 类，根据违规情节轻重，外汇局将通知企业集团变更主办企业并重新提交申请材料，或取消主办企业业务资格；其他成员公司货物贸易分类结果降为 B、C 类，主办企业应终止其业务，并向外汇局进行成员公司变更备案。

**第十三条** 主办企业存在违规行为，自确认之日起，取消主办企业业务资格；成员公司存在违规行为，自确认之日起，取消该成员公司参与总部企业业务资格。

### 第三章 国内外汇资金主账户管理

**第十四条** 主办企业应持备案通知书到银行开立国内外汇资金主账户。国内外汇资金主账户可以是多币种账户，允许日间及隔夜透支。根据业务需要，该账户项下可设立分账户。

国内外汇资金主账户因在途资金未达情况下发生的合作银行日间或隔夜透支，透支资金只能用于对外支付，国内外汇资金主账户在收到外汇资金后应优先偿还透支款。

**第十五条** 账户收支范围。

## 一、收入范围

- (一) 企业经常项目外汇收入；
- (二) 企业经常项目外汇账户、资本金账户、资产变现账户、再投资专用账户、外债账户划入；
- (三) 企业国际外汇资金主账户划入；
- (四) 购汇存入（经常项目项下对外支付提前购汇所得资金、购汇偿还外债或对外放款所得资金）；
- (五) 成员公司偿还的外债或对外放款资金；
- (六) 理财产品的本息；
- (七) 外汇局核准的其他收入。

## 二、支出范围

- (一) 企业经常项目外汇支出及符合规定的资本项目外汇支出；
- (二) 向境内成员公司经常项目外汇账户、资本金账户、资产变现账户、投资专用账户、外债账户划出；
- (三) 向企业国际外汇资金主账户划出外汇；
- (四) 结汇；
- (五) 理财产品本金划出；
- (六) 交纳外币存款准备金；
- (七) 外汇局核准的其他支出。

**第十六条** 主办企业可在国内外汇资金主账户集中办理经常项下、投资、外债和对外放款项下集中结售汇。

成员公司归集至主办企业的直接投资项下外汇资金（包括外汇资本金、资产变现账户资金、境内再投资账户资金等）可选择在主办企业国内外汇资金主账户内按照意愿结汇方式办理结汇手续，结汇所得人民币资金划入主办企业对应开立的结汇待支付专户。结汇待支付专户可在各参与企业经营范围内直接对外支付（按相关规定必须经参与企业账户对外支付的，应划经参与企业的待支付专户对外支付，原则上不得滞留于待支付账户内）。国内外汇资金主账户开户银行应准确记录归集的直接投资项下资金数额。参与企业及合作银行应及时准确地报送结汇和支付数据至外汇局相关业务信息系统。

成员公司可以单独开立外债账户，也可以将外债资金保留在国内外汇资金主账户中使用。国内外汇资金主账户中的外债资金结汇需遵守现行外债结汇管理规定，按照按需原则办理，结汇资金需在 5 个工作日内划给第三方，结汇不得偿还金融机构的人民币贷款及公司间借款或

垫款。

主办企业为财务公司的，成员公司可申请在财务公司办理上述结售汇业务，财务公司应具备结售汇业务资格，若需办理资本项下资金结售汇应申请接入资本项目业务管理信息系统。

银行及财务公司发放给试点企业的国内外汇贷款按现行政策实行专户管理，不得办理结汇。

主办企业应在每月初 2 个工作日内向外汇局报送《创新业务企业国内外汇资金主账户结汇情况统计月报表》，结售汇信息还需通过现行外汇管理相关系统报送。

**第十七条** 开户银行或财务公司应按规定向外汇局报送国内外汇资金主账户（代码均为“3601”）信息。

**第十八条** 国内外汇资金主账户的跨境资金收付（集中收付或轧差净额结算除外），应按照《国家外汇管理局关于印发〈通过金融机构进行国际收支统计申报业务操作规程〉的通知》（汇发[2010]22 号）中关于跨境资金收付的国际收支申报要求进行申报。与境内非居民间的资金收付，应按照《国家外汇管理局关于明确和调整国际收支统计申报有关事项的通知》（汇发[2011]34 号）中关于境内居民与境内非居民间交易的要求进行申报，申报主体为主办企业。

#### 第四章 国内、国际外汇资金主账户资金划转

**第十九条** 国内外汇资金主账户与国际外汇资金主账户之间可以进行资金划转。国内外汇资金主账户从国际外汇资金主账户净调入资金，不得超过可集中的外债额度（外币，下同）；向国际外汇资金主账户调出资金，不得超过境内成员公司所有者权益的 50%。

**第二十条** 可集中的外债额度 = 境内成员公司外债额度 - 境内成员公司已登记中长期外债签约额 - 境内成员公司已登记短期外债未偿余额。

调入资金净头寸限额 = 可集中的外债额度 - 集中借入外债未偿余额 + 集中对外放款未偿余额。

**第二十一条** 总部企业首次申请集中外债额度时应提交以下材料：

- (一) 申请书，应列表说明参加外债额度集中的成员公司名称、组织机构代码、注册地、每家成员公司可用外债额度、已登记外债签约额及提款额、可集中外债额度。
- (二) 可集中外债额度的成员企业的资本项目信息系统外债业务查询中的尚可借债额、外债签约登记列表及外债业务条线查询列表信息打印界面。

(三) 已登记外债的证明文件，包括《外债签约情况表》和《外债变动反馈表》。

**第二十二条** 总部企业申请外债额度集中时，自递交申请之日起，成员公司不得自行举借外债。备案后，应及时办理成员公司可用外债额度集中。

企业调整外债额度，应由主办企业向外汇局提出申请，原则上每年不超过一次。

**第二十三条** 国际外汇资金主账户与国内外汇资金主账户之间的资金划转无需进行国际收支统计间接申报，但应按照《国家外汇管理局关于做好调整境内银行涉外收付凭证及相关信息报送准备工作的通知》（汇发[2011]49号）中境内居民间外汇划转的有关要求，填报境内收付凭证并报送有关数据。

## 第五章 经常项目集中收付汇和轧差净额结算业务管理

**第二十四条** 集中收付汇是指主办企业通过国内外汇资金主账户集中代理境内成员公司办理经常项目外汇收支。

轧差净额结算是指主办企业通过国内外汇资金主账户集中核算其境内成员公司经常项目项下外汇应收应付资金，合并一定时期内外汇收付交易为单笔外汇交易的操作方式。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。

**第二十五条** 企业办理货物贸易集中收付汇或货物贸易轧差净额结算时，须按规定办理“贸易外汇收支企业名录”登记手续（主办企业为财务公司除外）。企业货物贸易项下须按规定及时、准确通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。

**第二十六条** 区内企业可以根据真实合法的进口付汇需求提前购汇存入国内外汇资金主账户。

对于退汇日期与原收、付款日期间隔在180天（不含）以上或由于特殊情况无法按规定办理原路退汇的，主办企业应当到外汇局办理货物贸易外汇业务登记手续，并提供书面申请、原收入/支出申报单证、原进/出口合同、退汇合同等。

企业及境内成员公司须按规定及时、准确通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。

**第二十七条** 集中收付汇及轧差净额结算相关凭证（税务备案表除外）审核工作，可由开户银行在试点企业收付汇实际发生之前或发生之日起30日内完成。

**第二十八条** 企业按照《货物贸易外汇管理指引》及其实施操作规程，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务不得参加集中收付汇和轧差净额结算，按现行规定办理。

**第二十九条** 主办企业应按月填报《创新业务企业经常项目集中收付汇月报表》、《成员公司在上海市经常项下自行收付汇月报表》、《创新业务企业经常项目轧差净额结算月报表》，经银行审核后报送外汇局。

**第三十条** 集中收付汇和净额结算应根据《国家外汇管理局综合司关于跨国公司集中收付业务数据报送相关问题的通知》（汇综发[2013]47号）规定，按以下要求进行国际收支申报：

主办企业办理集中收付汇或轧差净额结算，应对两类数据进行国际收支统计申报。一类是集中收付汇或轧差净额结算时主办企业的实际收付汇数据（以下简称实际收付汇数据）；一类是逐笔还原集中收付或轧差净额结算前各成员企业的原始收付款数据（以下简称还原数据）。

对实际收付汇数据的申报，主办企业应通过办理实际对外收付汇交易的境内银行进行申报，申报方式为纸质申报。境内银行应将实际收付汇信息交易编码标记为“999999”，在其实际对外收付款之日(T)后的一个工作日(T+1)中午12:00前，完成实际数据的录入及报送工作。

对还原数据的申报，主办企业应按照实际对外收付款的日期确认还原数据申报时点，并根据全收全支原则，以境内成员企业名义，于当日向实际办理对外收付汇业务的银行提供还原数据的基础信息和申报信息，使其至少包括国际收支统计申报的所需信息。境内银行应在其实际对外收付款之日(T)后的一个工作日(T+1)中午12:00前，完成还原数据的录入及报送工作。

申报单号码由发生实际收付款的银行编制、交易编码按照实际交易性质填报。境内银行应将还原数据的“银行业务编号”填写为所对应的对外实际收付数据的申报号码，以便建立集中收付数据与还原数据间的对应关系。境内银行应为主办企业提供申报渠道等基础条件，并负责将还原数据的基础信息和申报信息传送到外汇局。

对于轧差净额结算为零的情况，试点企业应虚拟一笔结算为零的申报数据。填写《境外汇款申请书》，收付款人名称均为主办企业，交易编码标记为“999998”，国别为“中国”其他必填项可视情况填报或填写“N/A”（大写英文字母）。同时主办企业应在其轧差结算日或会计结算日当天，向银行提供还原数据的基础信息和申报信息，还原要求参同本条第三款。

## 第六章 总部企业和开户银行职责

**第三十一条** 企业应认真按照本操作规程及外汇局备案通知书内容开展业务。业务开展期间，相关事项发生变更的，应按要求及时向外汇局备案。未取得备案通知书前不得随意更改试点内容，不得随意扩大账户使用范围，不得随意提高资金的划转额度。

**第三十二条** 企业的业务开展情况报告及报表于每月初5个工作日内上报外汇局。报告主要内容应包括：参与的成员单位情况、企业当期跨境收支、结售汇、外汇资金集中及外汇账户管理等情况；业务开展前后外汇资金摆布变化情况、对企业成本、收益的影响；大额异常交易情况；存在的问题及建议。

**第三十三条** 开户银行对企业办理的跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点业务及提交的材料，做好真实性和合规性审核；对企业相关外汇资金变动，做好相应登记备案；对资金流动，做好监测、审核和额度管理。

**第三十四条** 开户银行应及时、完整、准确报送总部企业国内、国际外汇资金主账户发生的账户数据、国际收支申报数据；审核企业报送的业务数据，协助外汇局做好非现场监测。

## 第七章 监督管理

**第三十五条** 外汇局建立健全工作机制，责任到人，确保数据报送及时准确。及时监测、汇总、分析区内开展业务的总部企业和银行相关业务数据，撰写分析报告。

**第三十六条** 外汇局应根据各种统计数据开展非现场核查，及时发现跨境、境内资金的异常流动，并通过调阅银行、总部企业资料、约见银行和企业相关人员等形式进行情况分析和风险提示。

**第三十七条** 外汇局应不定期开展现场检查，及时发现银行和企业业务操作、资金管理、风险管控等方面存在的问题。

**第三十八条** 外汇局将采取下列措施确保创新业务工作平稳有序，管理政策落到实处，防范外汇收支风险。

- (一) 做好银行和企业风险提示和窗口指导工作，采取有效措施引导企业调整资金运作模式，逐步形成合理的跨境资金双向流动格局。
- (二) 督促银行建立操作规程和内控制度，提供必要的技术服务保障。
- (三) 完善跨境资金流动监测预警体系，及时、完整、准确采集国际收支申报等数据，做好非现场监测。

**第三十九条** 企业发生异常情况及违规行为，外汇局有权暂停或取消企业的业务资格，根据《外汇管理条例》等相关法规进行行政处罚；开户银行发生违规行为，外汇局有权取消其合作银行资格，根据《外汇管理条例》等相关法规进行行政处罚。

**第四十条** 外汇局按月对企业国内外汇资金主账户的外汇收支数据进行统计分析，对外汇收支变动大的企业进行跟踪监测，必要时开展现场核查。

## 第八章 附则

**第四十一条** 本操作规程所称的总部企业，包括但不限于有关政府部门认定的跨国公司地区总部、具有总部特征的营运中心、国际贸易结算中心和亚太营运商。

成员公司，是指总部企业内部相互直接或间接持股的、具有独立法人资格的各家公司（包括分公司和境外办事处），分为境内成员公司和境外成员公司。

主办企业，是指履行主体业务申请、业务备案、试点实施、数据报送、情况反馈等职责的总部企业或取得总部企业授权且具有独立法人资格的一家境内公司。主办企业为企业集团财务公司的，其从事跨境资金交易应遵守行业管理部门的规定。

**第四十二条** 本操作规程自发布之日起生效。

**第四十三条** 外汇局负责对本操作规程进行解释。

附：

### 跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点业务办理确认书

本单位已知晓跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点政策及相关要求，仔细阅读本确认书告知和提示的本单位义务以及外汇局监管要求。承诺将：

- 一、 依法开展跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点。在满足下列要求前提下，本单位享有按照政策规定的便利措施办理相关业务的权利：签署本确认书，严格按照试点政策要求办理业务，合规经营等。
- 二、 按外汇局政策规定及时、准确、完整地报送创新业务有关数据；不使用虚假合同或者构造交易办理业务，接受并配合外汇局对本单位创新业务的监督检查，及时、如实说明情况并提供相关单证资料。

- 三、理解并接受外汇局根据国际收支形势对创新政策和业务进行适时调整。若违反政策及相关要求的，接受外汇局依法实施的包括行政处罚、暂停或终止创新业务、对外公布相关处罚决定等在内的处理措施。并承诺自行承担由于外汇局调整政策以及本单位违规行为而引起的相关损失。
- 四、本确认书适用于跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点业务；本确认书未尽事项，按照有关外汇管理法规规定执行。
- 五、本确认书适用于本单位及下属成员单位，自签署时生效。本单位将认真学习并遵守相关政策及要求，积极支持配合外汇局对跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点业务的管理。

企业（公章）：

银行（公章）：

法定代表人（签字）：

负责人（签字）：

年 月 日

年 月 日

为进一步促进贸易投资便利化，外汇局依法制定本确认书，提示企业、银行在开展跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点中依法享有的权利和应当承担的义务。企业、银行签署本确认书并认真执行，享有按照跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点规定的便利措施办理相关业务的权利。

外汇局根据国际收支形势等具体情况，制定、调整跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点政策，并依法予以告知。

外汇局依法对跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点进行监督检查。对企业、银行违规行为，按照《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定进行行政处罚。